

平成 29 年 8 月 2 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 松崎 俊久(3814)

室長補佐 平井 智章(3844)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

福岡県・大分県等の大雨について

8 月 2 日 13 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

福岡県・大分県等の大雨について（第51報）

1 厚生労働省における対応

- 7/6 07:00 厚生労働省災害対策本部設置
- 10:20 厚生労働省災害対策本部第1回会合開催
- 7/7 18:00 省内課長級会議開催

- 塩崎厚生労働大臣の被災地視察
 - ・ 7/12、福岡県朝倉市と東峰村を訪問して、避難所、特養、浄水場を視察。福岡県知事、福岡県議会議長、東峰村村長と意見交換。

- 馬場大臣政務官の政府調査団派遣
 - ・ 7/7、内閣府松本副大臣を長とする政府調査団（福岡県）に馬場大臣政務官、九州厚生局長ほか1名を派遣。

- 職員の現地等への派遣状況
 - ・ 7月6日から7月28までの間、医療・福祉・水道等の被災状況を確認するため、政府調査団、政府現地連絡調整室、県庁等に対して、厚生労働省及び現地の厚生局、労働局職員を派遣。（累計50人）

2 医療関係

(1) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

① 病院、有床診療所

- ・ 福岡県・ ・ 避難指示又は避難勧告が出た9市町村に所在する全ての医療施設（病院64、診療所86）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。（朝倉市の1透析診療所が断水していたが解消し、透析を再開。）
- 7月7日6時30分以降、新たに避難指示又は避難勧告が出た2市1町に所在する全ての医療施設（病院103、診療所115）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。

7月10日12時50分に、朝倉市の溜め池に決壊のおそれがあるとして、朝倉市内の一部地域に新たに避難指示が出たが、当該区域に病院、有床診療所は所在しない。（無床診療所が1箇所所在するが、断水のため診療は既に中止中。）

- ・大分県・ ・避難指示又は避難勧告が出た4市に所在する全ての医療施設（病院41、診療所56）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。
- ・熊本県・ ・避難指示又は避難勧告が出た12市町村に所在する全ての医療施設（病院34、診療所42）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。
- ・山口県・ ・避難指示又は避難勧告が出た2市に所在する全ての医療施設（病院44、診療所50）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。
- ・佐賀県・ ・避難勧告の出た1町に所在する全ての医療施設（病院3、診療所2）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。

② 無床診療所 各県と連携して引き続き情報収集に努める。

- ・福岡県・ ・断水 2箇所（朝倉市）。→断水は全て解消。診療再開は1箇所

床上浸水 1箇所（朝倉市）。医療機器損傷で診療不可。

床下浸水 1箇所（朝倉市）。泥の堆積のため診療を中止していたが、診療を再開。

避難指示又は避難勧告が出た12市町村に所在する全ての診療所（1,410施設）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では上記を除き診療不可となる被害報告は無し。

- ・大分県・ ・避難指示又は避難勧告が出た4市に所在する全ての診療所（104施設）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。
- ・熊本県・ ・避難指示又は避難勧告が出た12市町村に所在する全ての診療所（158施設）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では診療不可となる被害報告は無し。
- ・佐賀県・ ・避難勧告が出た1町に所在する全ての診療所（9施設）と連絡をとり、被害状況を確認。現時点では被害報告は無し。

(2) D M A T の状況

① 福岡県

- ・ 7月8日までD M A T計10隊が医療活動を実施していたが、病院搬送などが必要な急性期の医療ニーズが減少したことに伴い7月9日より体制を見直し。7月9日以降、病院搬送が必要な患者が発生した場合には、通常の医療体制の中で対応。
- ・ 7月9日までは福岡県内のD M A Tが福岡県災害対策本部（D M A T調整本部）で活動していたが、7月10日からはD M A T調整本部の活動を中断し、当面通常の体制で対応。
- ・ 福岡県内のD M A Tを朝倉市災害対策本部に派遣していたが7月8日をもって終了。
- ・ 福岡県内のD M A Tを朝倉市甘木公園に派遣していたが7月8日をもって終了。避難させる住民のうち治療の必要がある住民を朝倉医師会病院へ搬送させる活動に従事。7月8日20時までに14名を搬送。
- ・ 福岡県内のD M A Tを朝倉医師会病院支援のために派遣していたが7月8日をもって終了。

② 大分県

- ・ 7月8日に日田市小野地区の住民の医療ニーズの把握のためD M A T 1隊を派遣。病院搬送などが必要な医療ニーズがないことを確認し、終了。

(3) その他

① 労働者健康安全機構

福岡県看護協会からの災害支援ナース派遣協力依頼に応じ、九州労災病院（北九州市）より、看護師1名を福岡県朝倉市の避難所に派遣（7月17日～7月19日）。また、九州労災病院門司メディカルセンター（北九州市）より、看護師1名を福岡県朝倉郡東峰村の避難所に派遣（7月21日～7月23日）。

② 産業医科大学

福岡県看護協会からの災害支援ナース派遣協力依頼に応じ、産業医科大学病院（北九州市）より、看護師を福岡県朝倉市の避難所に派遣（7月17日～7月19日及び7月27日～7月29日にそれぞれ1名）。

3 心のケア・精神科病院関係・障害児者支援関係

(1) 精神科病院等の被害状況

① 福岡県

現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

② 大分県

現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(2) DPATの状況

① 福岡県

7月10日は福岡DPAT1隊が朝倉市で活動。11日は東峰村で活動。その際、精神科医療ニーズがなかったことから12日以降は待機。18日は朝倉市で1隊が活動。19日は東峰村で活動。20日以降は待機。25日は朝倉市で1隊が活動。26日は東峰村で活動。27日以降は待機。8月1日は朝倉市で1隊が活動。2日以降は待機。

② 大分県

7月9日から大分県DPAT1隊が大分県西部保健所（日田市・九重町・玖珠町を所管）を拠点として活動。11日は引き継ぎも含めてDPAT2隊が活動。12日以降は1隊が活動。医療が必要なケースはすべて医療機関につないだため、18日で活動終了。

4 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

福岡県、大分県内の市町村に対し水道の被害状況について情報収集を実施。また、日本水道協会に対し、被害情報について情報共有を図ることとし、それに基づいた応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。

① 断水の状況（8/2 13:00現在）

断水解消【7/28】^{（注）}（最大断水戸数：3,071戸）

大分県玖珠町、熊本県南阿蘇村・南小国町については7月6日、福岡県添田町については7月7日、大分県日田市については7月10日、福岡県東峰村については7月21日、福岡県朝倉市については7月28日に、それぞれ断水解消。

なお、東峰村の30戸においては、北九州市及び久留米市の給水車で配水池に浄水を運び給水している。

（注）豪雨による河川氾濫や土砂崩れにより家屋等が大きく損壊し、道路・河川にも大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定の地域（朝倉市の約190戸）を除く。

5 社会福祉施設等関係

- 厚生労働省本省より直接連絡をとるなどにより確認。引き続き情報収集に努める。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

福岡県東峰村の特別養護老人ホーム2施設（宝珠の郷・清和園）については、一時孤立していたが、6日朝に自衛隊が到着し、支援活動を実施。物的・人的被害はなし。清和園については、電力・ガス・水道が復旧し、通常のサービスが提供できている。宝珠の郷については、電力・ガスは復旧し、断水は継続していたが、14日（金）から水道が復旧し、通常のサービスが提供できている。

福岡県朝倉市において、山崩れのおそれのため、9日の午後、避難指示が発令され、有料老人ホームわかいちに入居する12名が福岡県小郡市（5名）及び佐賀県基山町（7名）のグループホームにそれぞれ避難していたが、11日（火）に避難指示が解除され、12日（水）に全員が有料老人ホームわかいちに戻った。

福岡県北九州市の介護老人保健施設1施設において、床下浸水によりエレベーターが故障したが、11日（火）に復旧済み。人的被害はなし。

大分県日田市の有料老人ホーム1施設において、一時床上浸水したが既に復旧済み。人的被害はなし。日田市の2施設（デｲｰビスセンター鳩友園、小野地区老人憩いの家）については、一時孤立していたが、自衛隊等ヘリにより避難所等へ全員搬送済。

その他の施設については、厚生労働省や自治体から直接連絡を行うなどにより確認を行い、被害報告無し。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

大分県日田市で2施設において床下浸水の被害があったが、復旧済み。人的被害はなし。その他の施設については、厚生労働省や自治体から直接連絡を行うなどにより確認を行い、被害報告無し。

(3) 児童関係施設等の被害状況

大分県日田市の保育所等4施設、中津市の保育所1施設で床上や床下浸水などの被害があったが、このうち、日田市の3施設及び中津市の1施設については、復旧済み。福岡県朝倉市の保育所1施設で給食室に土砂流入の被害あり。人的被害はなし。その他の施設については、厚生労働省や自治体から直接連絡を行うなどにより施設に確認を行い、被害報告無し。

(4) 関係団体への協力要請

一般社団法人日本介護支援専門員協会及び公益社団法人日本介護福祉士会に対し、避難所での活動等について協力を要請。

6 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

福岡県、大分県内の公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設について、被害報告無し。訓練も通常どおり実施。

7 保健・衛生関係

(1) 人工透析

給水によって透析を実施していた福岡県朝倉市の1透析医療施設は、断水解除に伴い、平常通りの体制に復帰。(各県の透析医療施設数は、福岡県に215、大分県に73)

(2) 被災者の健康管理

① 保健師等の活動

<福岡県>

○ 朝倉市(常勤保健師数15人)

- ・ 県保健師及び市保健師による支援を継続中。
- ・ 避難所において、熱中症、エコノミークラス症候群、感染症予防に関する掲示等を行い、予防啓発を行うほか、がれき撤去など外で作業をしている方への熱中症予防のために、冷却効果のあるタオルを配布している。

○ 東峰村(常勤保健師数2人)

- ・ 県保健師による支援を継続中。
- ・ 避難所において、熱中症、エコノミークラス症候群、感染症予防に関する掲示等を行い、予防啓発を行うほか、がれき撤去など外で作業をしている方への熱中症予防の啓発を防災無線により実施。

○ 福岡県北筑後保健福祉環境事務所

- ・ 朝倉市、東峰村を所管する福岡県北筑後保健福祉環境事務所支援のために、7月7日(金)より県内医師を毎日1名派遣。

<大分県>

- 中津市（常勤保健師数25人）
 - ・ 7月19日（水）をもって、県保健師の支援を終了し、中津市保健師のみでの健康管理を実施中。
 - ・ 地域を巡回する保健師より、がれき撤去など外で作業をしている方への熱中症、エコノミークラス症候群、感染症予防の啓発及びチラシの配布を行っている。

 - 日田市（常勤保健師数23人）
 - ・ 県保健師の支援を受け、避難所を巡回し健康相談を実施。
 - ・ 避難所において、熱中症、エコノミークラス症候群、感染症予防に関する掲示等を行い、予防啓発を行っている。

 - 大分県西部保健所
 - ・ 日田市を所管する大分県西部保健所支援のために、7月8日（土）から同月14日（金）まで、医師、保健師、獣医師を派遣。
- ② 7月6日（木）に「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を福岡県及び大分県にメールで送付。
- ③ 7月10日（月）に事務連絡「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」において、注意喚起のチラシを別添として、福岡県及び大分県にメールで送付。
- ④ 7月10日（月）に事務連絡「被災住民等の熱中症対策について」において、注意喚起のチラシを別添として、福岡県及び大分県にメールで送付。
- ⑤ 大規模な感染症発生を防ぐため、国立感染症研究所の専門家及び厚生労働省の職員が、福岡県の職員と共に、7月11日（火）に朝倉市及び東峰村の避難所の感染症対策の状況を確認した。衛生環境は概ね良好であるが、アルコール消毒などの手指衛生が十分に行われていない状況も見られたことから、手指衛生の周知を徹底するよう助言を行った。あわせて、がれき撤去時などに起こりうる粉塵等に関しても、マスク・手袋の着用を徹底するよう助言した。

(3) その他

① 保健衛生施設の被害状況

<熊本県>

市町村保健センターにおいて、雨漏り被害の報告が4件あり。復旧済み。

<福岡県・大分県>

現時点で被害報告無し。

② 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

8 医薬品・医療機器関係

(1) 医薬品卸売販売業・医療機器販売業関係

業界団体に確認したところ、現時点では医薬品・医療機器等の安定供給等に係る被害はない。

(2) 輸血用血液製剤

日本赤十字社に確認したところ、現時点では輸血用血液製剤の安定供給等に係る被害はない。

(3) 薬局・薬剤師

【福岡県】

- ・床下浸水等の報告が9件（朝倉市8件、大牟田市1件）あり。うち1件（朝倉市）は営業できていない。
- ・チラシの配布等により、いつも服用している薬が手元になく、薬のことで困っている場合は、医師、薬剤師、保健師等に相談するよう周知を実施中。
- ・福岡県薬剤師会の薬剤師が避難所を巡回して薬に関する相談対応を実施していたが、近隣の医療機関や薬局で対応可能なことから、13日をもって終了。

【大分県】

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ・大分県薬剤師会の薬剤師が日田市内の避難所を巡回して薬に関する相談対応を実施していたが、近隣の医療機関や薬局で対応可能なことから、9日

をもって終了。

(4) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

現時点で毒物劇物の流出等の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

9 労働関係

(1) 労働災害発生状況等

- ・ 現時点で労働災害発生の情報なし（福岡局、大分局）。
- ・ 災害復旧工事等に当たる労働者等の安全衛生確保のため、防じんマスク、熱中症防止飴等の保安用品について、企業からの無償提供を受けて配布。

(2) 事業場の被災状況

- ・ 災害救助法の適用となる地域の事業場に対して、被害状況の聞き取り調査を実施中。現時点で休業等の可能性のある事業場は23件。引き続き情報収集すると共に必要な支援を実施。

(3) 労災保険関係

- ・ 7月6日付 今回の大雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示。
- ・ 7月11日付 今回の大雨による被害により、健康管理手帳を提示できない場合でもアフターケアの受診ができる旨の周知を行うこと等を都道府県労働局に指示。
- ・ 7月13日付 労災給付の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合の取り扱い弾力化につき、厚労省HP内災害特設ページに掲載。
- ・ 7月13日付 労災年金の年金証書を紛失した場合は、再交付申請書の提出で再発行を受けることができる旨、厚労省HP内災害特設ページに掲載。
- ・ 7月19日付 労働保険料等の納付猶予措置等を行うことができる旨、都道府県労働局に周知。（事務連絡「福岡県及び大分県における大雨災害の被事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

(4) 福岡労働局の対応状況について

- ・福岡労働局、労働基準監督署、ハローワークに「大雨被害特別相談窓口」を7月10日（月）から開設し、事業主・労働者等から労働関係の各種相談に対応する。現時点の相談件数は166件（雇用保険関係64件、雇用調整助成金34件、休業手当関係20件等）。7月15～7月17日にも相談実施。
- ・大雨に伴う事業主及び労働者向けの特例などをまとめたリーフレットを作成し、周知に活用。
- ・災害復旧工事の発注機関等に対し労働災害防止対策や熱中症防止対策の徹底を要請（7月11日）。
- ・防じんマスク、熱中症防止用飴について、建設関係団体や土木協同組合、市村等を通じて配布中。

(5) 大分労働局の対応状況について

- ・大分労働局、労働基準監督署、ハローワークに「大雨被害特別相談窓口」を7月10日（月）から開設し、事業主・労働者等から労働関係の各種相談に対応する。現時点の相談件数は25件（雇用保険関係7件、雇用調整助成金関係4件、労働保険適用等関係2件等）。7月15～7月17日にも相談実施。
- ・大雨に伴う事業主及び労働者向けの特例などをまとめたリーフレットを作成し、周知に活用。
- ・災害復旧工事の発注機関等に対し労働災害防止対策や熱中症防止対策の徹底を要請（7月11日）。
- ・防じんマスク、熱中症防止用飴について、ボランティアセンター、建設業協会、森林組合等を通じて配布中。

10 雇用関係

(1) 雇用保険

① 特例的な失業給付の支給

7月5日の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

② 労働保険料等の納付猶予措置等に関する周知

7月19日付 労働保険料等の納付猶予措置等を行うことができる旨、都道府県労働局に周知。（事務連絡「福岡県及び大分県における大雨災害の被事業場に

係る労働保険料等の取扱いについて」)

1 1 医療保険関係

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

1 2 介護保険関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について
7月6日付で、福岡県(管内市町村も含む。)及び大分県(管内市町村も含む。)に対して、今般の大雨により被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められていることなど)について周知し、特段の配慮を要請。また、福岡県及び大分県宛発出文書について、各都道府県に対して、周知。

- 7月7日付で、福岡県及び大分県に対して、今般の大雨による災害により、被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における健康管理や生活不活発病の予防のためのチラシ、家族支援ガイドなどを避難所等へ周知するよう依頼。

- 7月11日付で、各都道府県に対し、被災に伴い被災者が被保険者証等を提示できない場合においても、介護サービスの利用が可能である旨を周知。

- 7月11日付で、各都道府県に対し、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨を周知。

1 3 障害者福祉関係

- 7月6日付で、福岡県及び大分県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど)をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。

- 7月7日付で、避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について都道府県に周知。

14 児童福祉関係

- 7月7日付で、福岡県、大分県、福岡市及び北九州市に対して、被災した子どもやその家族への支援について、児童相談所においても、関係機関と連携して支援を実施するよう要請。また、災害時における具体的な支援の方法等についても周知。

- 7月7日付で、各都道府県等に対して、保健師・助産師等が避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児等を支援する際のポイントについて周知。

- 7月12日付で、各都道府県等に対して、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、被災者から申し出があった場合に、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう配慮を依頼。

- 7月12日付で、各都道府県等に対して、児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないことなどを周知。

- 7月12日付で、公益財団法人母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給について協力を依頼。

- 7月13日付で、各都道府県等に対して、今般の大雨により被災した保育園等の利用世帯について、保育料の減免が可能なこと、また、通常、利用していた保育園等の利用が困難な場合に、他の保育園等において利用定員を超えた受け入れが可能であることを周知するとともに、管内市町村への周知、助言等を依頼。

15 年金関係

- 7月6日付で、各市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うことができる旨を周知。

16 消費生活協同組合関係

- 7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合等に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

17 災害ボランティア関係

(1) 福岡県

福岡県社会福祉協議会が災害救援本部を設置（7月5日）。

朝倉市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（7月7日）。

- ・ ボランティア募集開始：7月9日

- ・ 8月1日までの活動延べ人数：17,824名

添田町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（7月10日）。

- ・ ボランティア募集開始：7月11日

- ・ 7月31日までの活動延べ人数：825名

- ・ 7月31日をもって閉所

東峰村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（7月14日）。

- ・ ボランティア募集開始：7月14日

- ・ 8月1日までの活動延べ人数：5,544名

※人数は速報値であり変動の可能性あり

(2) 大分県

大分県社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（7月7日）。

日田市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置（7月7日）。

- ・ ボランティア募集開始：7月8日

- ・ 8月1日までの活動延べ人数：7,523名

※人数は速報値であり変動の可能性あり

※人数は速報値であり変動の可能性あり

(3) 厚生労働省及び全国社会福祉協議会

7月6日、福岡県及び大分県に職員を派遣し、県社会福祉協議会と被害状況等を確認するとともに、災害ボランティアセンターの設置及び運営を支援。

18 関係団体への協力要請

(1) 勤労者退職金共済機構

災害救助法が適用された地域の共済契約者及び被共済者に対し、一般の中小企業退職金共済制度の掛金納付期限の延長手続や、特定業種退職金共済制度の共済手帳等の再発行手続を実施。

事業主等を通じて財形持家融資を受け、災害により返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための措置を実施（7月6日）。

(2) 九州労働金庫（九州ろうきん）

預金通帳・証書・届出印を紛失した場合でも本人確認をした上で支払いを行う、被災した勤労者に対する災害復旧資金の融資を取扱う等の対応を実施。

今回の被災の影響により、住宅ローン等の返済が困難となった方に対する相談の実施（7月6日）。

以上